

兵 議 第 2 2 6 3 号
平成 2 7 年 3 月 2 0 日

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会
理事長 本郷 善通 様

兵庫県議会
議長 梶谷 忠修



早春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より本県議会の活動につきましては、何かとご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 7 年 3 月 1 3 日付けで議長あて要望のありました事項について、以下のとおり回答いたしますので、よろしくご査収のほどお願い申し上げます。

「手話は言語」であるとの認識について

- 1 本県議会においては、特定の傍聴者に向けていわゆる政治的パフォーマンスととれる発言は慎むこととされています。これは口語、手話とも同様の取扱いで、議会で手話を行うことを禁止または問題視しているものではありません。
- 2 議員の議場における発言で、手話を用いることについては、手話は言語であることから、口語と同じく、上記 1 の取扱いに抵触しない限り、なんら制限はなく、各議員の判断で自由に手話を用いて良いものと考えております。
- 3 また、議員が手話を用いるに際し、上記 1 の取扱いに抵触しないことが明らかであれば、議会運営委員会の協議は不要です。
- 4 本県議会においても、昨年、手話言語法に係る意見書を全会一致で採択したように、障害者権利条約の趣旨には賛同しており、例えば聴覚障害者から傍聴の申し出があった場合は、手話通訳者を準備するなど、配意しているところであります。
- 5 自己紹介等に限らず、手話を用いて議員が発言するに当たっては、さまざまなケース（音声言語による発言との併用でない場合等）も想定され、議事進行において所要の措置が必要なこともあり得ると存じます。このため、このようなことも含め、ご指摘の議会としての手話使用の促進については、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。